

16 カウンター等

《基本的考え方》

カウンター、記載台又は公衆電話台を設ける場合には、物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい設置位置等とすることが必要となります。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準
福まち条例独自基準（努力義務）

【1】カウンター、記載台又は公衆電話台

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供するカウンター等	-
カウンター等の構造	それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
カウンター等	カウンター、記載台又は公衆電話台	-

《解説》

【カウンター等の構造】車椅子使用者用カウンターは、使用内容を考慮した上で、利用しやすい上端高さ、下部高さ、奥行きを確保する。

《望ましい整備》

- ・立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に堅固に固定し、必要に応じ手すりを設ける。
- ・銀行、病院ほかサービスカウンター等、順番待ちをする施設では、音声による呼び出しを行うほか、聴覚障害者用に電光掲示板、バイブレーター機能付き呼び出し器、筆談器等を併せて用意する。

【2】券売機その他の利用者の用に供する機器

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	券売機その他の利用者の用に供する機器	-
券売機等	高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【券売機等】下部に車椅子使用者が利用しやすい空間及び高さを設ける等、高齢者、障害者等の利用に配慮する。

《望ましい整備》

- ・難聴者等に対応した音声増幅装置のある電話機を設置する。
- ・ATM には、音声案内装置やボタン操作機能を取り入れる。
- ・タッチパネル式の券売機を設置する場合は、文字の大きさ、配色等、表示や操作の画面を高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮する。

